

観音寺間税会からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

本年（2019年）10月から、消費税軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係します。

以下の対応はお済みですか？

- 取り扱う商品の適用税率の確認（軽減税率8%か、標準税率10%か）
- 複数税率に区分した経理の準備
- 複数税率に対応したレジやシステムの導入・入替
- レジや端末等の導入・改修等に係る補助金の申請手続き

「準備はこれから」という方は、説明会(無料)に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所
平成31年2月12日(火)	13:30~14:30(60分)	観音寺商工会議所 2階中ホール (観音寺市坂本町1-1-25)
平成31年2月19日(火)	13:30~14:30(60分)	観音寺商工会議所 2階中ホール (観音寺市坂本町1-1-25)

共催

観音寺商工会議所、(公社)観音寺法人会、観音寺税務署

説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

お問い合わせ先

〒768-0067 観音寺市坂本町六丁目2番7号

観音寺税務署 法人課税第一部門

電話 0875-25-2194